

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和元年 9 月  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

## 1. 背景・趣旨

外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置等により、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設がひっ迫し、廃プラスチック類の保管量は増加傾向にある。

これまで、環境省においては、プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業等を実施しているところであるが、国内の資源循環体制の構築までには一定の時間が必要となることから、増加傾向にある廃プラスチック類について、保管場所の確保や適正な保管が求められるとともに、受入れ先が確保できないことによる不法投棄の発生が懸念されることである。

これを踏まえ、一定の基準を満たした産業廃棄物処理施設について、廃プラスチック類の保管量の上限を緩和する弾力的な運用を行うことで、廃プラスチック類の適正な保管体制を引き続き確保し、不法投棄の防止を含めた国内の資源循環体制の構築を一層後押しすることとする。

## 2. 改正の内容

産業廃棄物の廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2各号に掲げる基準に適合すると認められたもの）が、産業廃棄物の廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、保管量の上限を、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28（現行制度上は14）を乗じて得られる数量とする。

## 3. 施行期日等

令和元年 9 月 4 日（公布日同日施行）

（環境大臣は、この省令による改正後の規定について、廃プラスチック類の処理の状況等を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。）